

平成 18 年 8 月 4 日

各位

不動産投信発行者名
東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号
オリックス不動産投資法人
代表者名 執行役員 市川 洋
(コード番号 8954)

問合せ先
オリックス・アセットマネジメント株式会社
取締役専務執行役員 佐藤 光男
TEL : 03-3435-3285

東京証券取引所への「改善報告書」の提出について

オリックス不動産投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、平成 18 年 7 月 21 日付けで、東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)より、不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第 7 条第 4 項の規定による上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 22 条第 1 項の規定に基づき、「経緯及び改善措置を記載した報告書」(以下「改善報告書」といいます。)の提出を求められておりましたが、本日、取引所に別添のとおり改善報告書を提出し、受理されましたのでお知らせいたします。

本投資法人では、改善報告書の内容に基づき、改善措置を謹厳に努めて参る所存です。

以上

本日資料の配布先: 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 西室 泰三 殿

オリックス不動産投資法人
執行役員 市川 洋

平成14年6月12日の当投資法人上場日以降、投資口の追加発行、資金の借入、その他の開示事項に関し、当投資法人役員会又は当投資法人が資産の運用に係る業務及び機関の運営に係る事務を委託している投資信託委託業者（以下「機関運営会社」といいます。）の取締役会若しくは株主総会（以下当投資法人役員会並びに運用会社取締役会及び株主総会をあわせて「役員会等」といいます。）での承認がいわゆる持ち廻りにより行われていたため役員会等の決議要件を充足していなかったものがあつたにもかかわらず、役員会等で決議されたものと不実の記載をして開示を行っていた件につきまして、「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例」第7条第4項の規定による「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第22条第1項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたします。本件の問題は、当職らの法令遵守意識が希薄であったこと、及び業務運営の適法性を監視する機能が不十分であったことによるものであり、深く反省しております。

1. 経緯

持ち廻りによる役員会等の決議は決議要件を充足していないにもかかわらず役員会等で決議が行われたものとして開示資料を作成し開示するに至った経緯

（当投資法人役員会について）

当投資法人の役員会は、執行役員である当職と監督役員3名で構成されておりますが、監督役員はいずれも当投資法人の常務に従事する役員ではなく（それぞれ本業は不動産鑑定士、弁護士及び公認会計士です。）、役員会の日程調整を円滑に行うことが困難な場合が少なくありませんでした。一方で、当投資法人は、当投資法人の資産の売買、資金の借入れ、利害関係人等との取引等、適用法令上必ずしも役員会の承認が必要と定められていない議案についても、自主的に役員会の議案としておりました。これは、当投資法人の資産運用について、各監督役員に対し極力多くの情報を提供し、その判断を仰ぐことを意図し、もって投資主の利益を実質的に確保するためのものでありますが、結果として役員会承認議案数が増大することとなりました。

役員会の開催に際しては、原則として役員会構成員の全員が参加できるよう日程の調整を試みておりましたが、上記のとおり、監督役員が当投資法人の常務に従事する役員ではないこと、役員会承認議案数が増大したことにより日程調整が困難な場合は、窮余の策として持ち廻り方式による決議を行っておりました。持ち廻り決議による場

合も、事前に機関運営会社の担当者が各監督役員を訪問のうえ議案内容を説明し、又は資料等の事前送付を行うことにより、実質的には各監督役員が十分に当該議案の可否判断を行うことができるようにはしており、また、各監督役員の議事録への捺印をもって各議案に対する各監督役員の賛成の意思を確認しておりました。このため、実質的には役員会構成員による合意形成ができていると考えたことから、持廻り決議が合議体としての決議とはいえず不適切な運営であったにもかかわらず、役員会で決議が行われたものとして開示資料を作成し開示してまいりました。

(機関運営会社取締役会及び株主総会について)

機関運営会社の決議事項のうち当投資法人の開示事項に含まれるもの(以下「機関運営会社開示事項」といいます。)の決議に係る機関運営会社の取締役会につきましては、事前に各取締役に対して十分な説明を行っていた議案や否決の可能性が低いと思われる議案については、各取締役へ議事録を回付し当該議事録への各取締役の捺印をもって実質的には取締役会構成員の合意形成ができていると考えたことから、持廻り決議が合議体としての決議とはいえず不適切な運営であったにもかかわらず、取締役会で決議が行われたものとして開示資料を作成し開示を行っておりました。

また、機関運営会社開示事項の決議に係る機関運営会社の株主総会につきましては、機関運営会社がオリックス株式会社の100%出資会社であるので議案について株主の意思を容易に把握できる状況にあることから、改めて株主を招集することなく株主の意思を反映させた議事録のみを作成し、かかる手続きが株主総会の運営として不適切なものであったにもかかわらず、株主総会で決議が行われたものとして開示資料を作成し開示を行っておりました。

同様の行為が長期にわたって継続的に行われた理由

上記のとおり、持廻りによる決議であれ、事前に各監督役員、各取締役若しくは株主から承認を得、又はその意思を確認のうえ、開示資料を作成し開示を行ってまいりましたものの、持廻りによる役員会等が法律で定める決議要件を充足していないことは事実であります。このような行為を長期にわたって継続的に行ってきたのは、当職らの法令遵守意識が希薄であったこと、及び業務運営の適法性を監視する機能が不十分であったことによるものであり、深く反省しております。

上記行為に関する手続及び関係者のかかわり方

(当投資法人役員会について)

当投資法人は機関運営会社に機関運営事務を委託しており、機関運営会社における当該業務の担当部門(社長室)にて役員会計画書を作成する際に、機関運営会社の代表取締役を兼務する当職と関係各部門の長とで協議を行い、諸事情を考慮のうえ、持廻りにて役員会を行うことを決定しておりました。

ただし、持廻りにて役員会を行う場合には、事前に機関運営会社社員が各監督役員を訪問のうえ議案内容を説明し、又は資料等の事前送付を行ったうえで、各監督役員の承認を得ておりました。その後、議事録に当投資法人の執行役員たる当職の印を捺印のうえ、各監督役員に回付し捺印を得るとともに、当職の承認をもって財務経理部のIR担当チームが決議内容について開示を行っておりました。

(機関運営会社取締役会及び株主総会について)

機関運営会社の代表取締役としての当職と社長室長とで協議を行い、諸事情を考慮のうえ、持廻りにて取締役会又は株主総会を行うことを決定しておりました。持廻りにて取締役会又は株主総会を行う場合には、必要に応じて、事前に各取締役又は株主に議案を説明し又はその意思を確認のうえ、議事録に機関運営会社の代表取締役たる当職の印を捺印し各取締役に回付するとともに、機関運営会社代表取締役としての当職の承認をもって財務経理部のIR担当チームが決議内容について開示を行っておりました。

なお、役員会等が持廻りによって行われ適切に運営されなかったことについて、当投資法人及び機関運営会社の代表者たる当職はその事実を重く受けとめ、当投資法人の執行役員及び機関運営会社の代表取締役としての職を辞する予定であります。

役員会等の通常の実行手続と本件手続の相違点、問題点

役員会等の通常の実行手続では、機関運営会社の社長室にて日程・議案を調整し、役員若しくは取締役又は株主が実際に参集のうえ議案を審議及び決議いたしますが、持廻りによる役員会等の場合は、役員、取締役又は株主は参集せず、機関運営会社の社長室にて作成した議事録を、当職の承認をもって各役員又は各取締役に回付して捺印を得ておりました。このような持廻りによる役員会等は、法律で定める役員会等の決議要件を充足せず、法令遵守の観点から問題であったと深く反省しております。

関係者も含めた統制組織の問題点

役員会等が持廻りにより行われましたのは、役員会等の構成員の法令遵守意識が希薄であったことに加え、当投資法人におきましては、役員会運営の適法性を監視する機能が不十分であったこと、また、機関運営会社におきましては、機関運営を担当する部門が同社の法令遵守の状況を監視する部門であり牽制機能が働かなかったことが問題であったと認識しております。

本件が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識

持廻りによる役員会等の決議は法律で定める決議要件を充足していないにもかかわらず、当投資法人及び機関運営会社が役員会等で決議を行ったものとして開示資料を作成し開示を行っていたことは、上記のとおり議事録への捺印等を通じて実質的には役員

会等構成員の承諾を得ていたとはいえ、投資家の信頼を損なうものであり、証券市場の健全な発展を害するものと認識し、深く反省しております。

2. 改善措置

当投資法人に係る事項

当投資法人における再発防止に向けた今後の改善措置及び実施スケジュールは、以下のとおりであります。

ア 当投資法人の業務に対する監視機能の充実

役員会には原則として、当投資法人に適用される法令及び当投資法人の内規に精通する法律顧問がオブザーバーの立場で出席することにより、監視機能を高め、役員会の適法・適式な開催を確実にしてまいります。

実施スケジュール：平成 18 年 8 月 25 日開催予定の定例役員会より実施を予定しております。

イ 誓約書の徴求

改めて全役員の法令遵守意識の徹底を図るため、当職も含めた当投資法人役員の全員から法令遵守に関する誓約書を取得いたしました。

実施スケジュール：平成 18 年 7 月 21 日に取得を完了しております。

ウ 定例役員会の開催及び開催スケジュールの事前作成

毎月の特定の日を役員会の開催日とすることを前提に、毎決算期の期末までに次期決算期における役員会の開催スケジュールを事前に作成することにより、執行役員及び監督役員の出席の確保を図ります。

実施スケジュール：第 10 期（自平成 18 年 9 月 1 日至平成 19 年 2 月 28 日）以降に開催される役員会について、上記のとおりスケジュールを事前に作成のうえ実施いたします。

エ 役員会の機動的な開催体制の確立

臨時に開催する必要のある役員会につきましては、適用法令上認められる方式での電話会議システム等を用いた開催、定足数を充足する限度で一部役員のみが出席したうえでの開催等、適法・適式と認められる範囲で、機動的に役員会を開催することとし、今後持廻りによる決議は一切行いません。

実施スケジュール：平成 18 年 8 月より実施を予定しております。

なお、持廻り役員会の決議事項につきましては、平成18年6月23日に役員会を開催し既に全ての決議事項について追認の決議を行いました。

機関運営会社に係る事項

機関運営会社より、機関運営会社における再発防止に向けた今後の改善措置及び実施スケジュールは下記のとおりである旨報告を受けております。

ア 機関運営会社の業務に対する監視機能の充実

機関運営会社においては、日常の業務の法令遵守状況を監視する部門としてリスク・コンプライアンス部を新たに設置いたします。また、内部監査を担当する部門として監査室を新たに設置し、今後は同室にて内部監査を実施し、その結果を取締役に報告いたします。

実施スケジュール：平成 18 年 9 月にリスク・コンプライアンス部及び監査室の設置を予定しております。

イ 誓約書の徴求

改めて全取締役の法令遵守意識の徹底を図るため、取締役の全員から法令遵守に関する誓約書を取得いたします。

実施スケジュール：平成 18 年 8 月 10 日に取得する予定であります。

ウ 取締役会の機動的な開催体制の確立

機関運営会社では、毎月特定の日を取締役会の定例会としておりますが、臨時に取締役会を開催する必要がある場合には、必要に応じ、書面又は電磁的記録により取締役の全員から同意を取得することにより、会社法第 370 条の規定に基づき、当該同意に係る提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなして取り扱うものいたします。

実施スケジュール：平成 18 年 6 月 26 日開催の機関運営会社の定時株主総会の決議により、会社法第 370 条に基づき書面又は電磁的記録による決議を行うために必要な規定を定款に追加しております。

なお、持廻り取締役会及び株主総会の決議事項につきましては、平成18年7月31日に取締役会及び株主総会を開催し追認の決議を行っております。

以上